

船舶事故調査報告書

平成29年3月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成27年9月1日 06時35分ごろ
発生場所	不明（山口県下関市角島の北西方約24海里（M）付近）
事故の概要	漁船第三海昌丸は、南東進中、転覆した。 第三海昌丸は、甲板員1人が行方不明となり、機関の濡損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三海昌丸、9.7トン FK2-2391（漁船登録番号）、個人所有 15.70m（Lr）×3.12m×1.24m、FRP ディーゼル機関、331.00kW、昭和63年3月 第251-17327号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月14日 免許証交付日 平成25年6月28日 （平成31年5月24日まで有効） 甲板員 男性 54歳
死傷者等	行方不明 1人（甲板員）
損傷	機関及び航海計器に濡損等（全損）
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 8～10、視界 不良 海象：波高 約2～3m 山口県西部には、平成27年8月30日23時37分に雷注意報が、31日10時11分に大雨警報がそれぞれ発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、平成27年8月30日07時00分ごろ福井県越前町越前漁港を出港後、角島の北西方約24Mの漁場においていか釣り漁を行い、約120箱の漁獲物を獲ていたところ、発電機の調子が悪くなり、9月1日03時30分ごろ操業を切り上げた。

	<p>本船は、船長が、下関市特牛港^{こつとい}に向けて航行を開始しようとしたところ、舵が効かないことに気付き、機関室を点検し、操舵機の油圧ポンプのVベルトが摩耗していたので、予備のVベルトに交換し、予定より遅れて帰航することになった。</p> <p>本船は、航行開始後も交換したVベルトの状況が悪かったので、2～3回停船してVベルトの張り具合の調整を繰り返しながら、約10ノットの対地速力で、自動操舵により南東進した。</p> <p>本船は、05時30分ごろから南寄りの風勢が増し、右舷正横付近から、横殴りの雨と共に大波を受けるようになった。</p> <p>船長は、大波が数回打ち込んだ後、漁獲物のいかが箱から流出して排水口を塞ぐ状況となり、甲板上に滞留した大量の海水により本船が左舷側に傾斜した状態となったので、船員室で仮眠をとっていた甲板員を起こし、いかに入れた箱や散乱しいかを海に投下するように指示した。</p> <p>船長は、甲板員が雨具を着て甲板上に現れたのを確認した後、左舷傾斜をなくそうとして左舵を取ったところ、本船が左舷側に大きく傾斜したことに気付き、漁業無線を使って僚船を呼び出し、本船の概位と水船の状況になった旨を連絡した。</p> <p>本船は、左舷側のブルワークから大量の海水が流入し、引き続く風浪を受けて左舷側に大傾斜した後、06時35分ごろ転覆した。</p> <p>甲板員は、本船が転覆した際に海中に転落して行方不明となった。</p> <p>船長は、操舵室の窓から脱出し、転覆した本船の船底によじ登り救助を待っていたところ、07時40分ごろ駆けつけた僚船により救助された。</p> <p>本船は、僚船により特牛港までえい航され、クレーン船によって引き揚げられたものの、機関及び航海計器に濡損等を生じ、解撤処分となった。</p> <p>(写真1 転覆した本船、写真2 引き揚げられた本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、出港後、兵庫県香住漁業無線局からの無線による気象情報を入手していたものの、時化^{かすみ}るとの情報を得ていなかった。</p> <p>香住漁業無線局は、地方海上予報区のうち、日本海西部（日本海北西部、山陰沖西部、山陰沖東部及び若狭湾付近）の気象情報を、毎日5回、約10分間にわたり放送していたが、管轄外になる山口県西部の気象情報の提供を行っていなかった。</p> <p>8月31日から9月1日にかけて、前線を伴う低気圧が発達しながら、下関市沖の日本海を通過していた。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>(付図1 8月31日及び9月1日の天気図 参照)</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>あり</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり</p> <p>本船は、角島の北西方沖において南東進中、風力8～10の風及び波高約2～3mの波浪を右舷正横付近から受けて左舷側へ傾斜した際、漁獲物のいかが箱から流出して排水口を塞いだことから、打ち込んだ海水が甲板上に滞留して復原力が低下し、引き続き風浪を受けて左舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、香住漁業無線局から気象情報を入手していたことから、山口県西部の気象情報を知らなかったものと考えられる</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、角島の北西方沖において南東進中、風力8～10の風及び波高約2～3mの波浪を右舷正横付近から受けて左舷側へ傾斜した際、漁獲物のいかが箱から流出して排水口を塞いだため、打ち込んだ海水が甲板上に滞留して復原力が低下し、引き続き風浪を受けて左舷側に転覆したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業海域の気象及び海象情報の入手に心掛けること。 ・ 救命胴衣の着用を徹底すること。

写真1 転覆した本船



写真2 引き揚げられた本船



付図1 8月31日及び9月1日の天気図

